

普通財産取扱規則第 67 条の規定により財務大臣に所属替を行う有価証券の指定について

〔平成 13 年 4 月 1 日  
財理第 1 3 0 1 号〕

改正 平成 15 年 3 月 12 日財理第 724 号

財務省理財局長から各財務（支）局長、沖縄総合事務局長宛

普通財産取扱規則（昭和 40 年大蔵省訓令第 2 号）第 67 条第 1 項第 1 号に規定する「財務大臣が特に指定する有価証券」については、国内で発行された株式、新株予約権、社債、地方債及び信託の受益権以外の有価証券、第 67 条第 1 項第 2 号については投資信託の受益権が指定されたから、命により通知する。